

指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与サービスご利用料金表

庄原市社協福祉用具貸与事業所ひわ

このご利用料金は基本料金です。

貸与物品の種類等により、多少料金がことなりますのでご了承ください。

種 目	貸与物品名	利用者負担額 (1割負担)	貸与日 [年/月/日]	利用料	摘要
車いす	車椅子(軽量型)	1,000			
	電動車椅子	2,300			
	リクライニング車椅子	1,000			
車いす付属品	クッション	200			
特殊寝台	電動3モーター	1,200			
	電動2モーター	900			
	電動1モーター	600			
特殊寝台付属品	マットレス	200			
	体圧分散マットレス	400			
	オーバーテーブル	50			
	サイドレール(2本組)	50			
	サイドサポート(2本組)	100			
	介助バー	200			
	特殊テーブル	350			
	スライディングボード	80			
床ずれ予防用具	エアマット	900			
	床ずれ予防マット	900			
体位変換器	体位変換エアーマット	1,500			
	体位変換クッション	200			
手すり	トイレ用手すり	300			
	手すり	500			
	平行棒	400			
	ポール	400			
スロープ	スロープ	500			
	スロープ(165cm以上)	700			
歩行器	歩行車	400			
	外出型歩行車	300			
	歩行器	200			
歩行補助杖	歩行補助杖	100			
徘徊探知機器	ワイヤレス徘徊検知セット	1,200	徘徊感知器		
移動用リフト	電動段差解消リフト	2,400			
	バスリフト	1,300			
	電動昇降座椅子	1,800			
	合 計				

ただし、車いす(自走用タイプ、介助用タイプ、リクライニング車いす、電動車いす)
車いす付属品(クッション)
特殊寝台
特殊寝台付属品
床ずれ予防用具
体位変換用具
徘徊探知機器(ワイヤレス徘徊検知セット)
移動用リフト(釣り具の部分を除く)

については、介護予防福祉用具貸与サービス利用者で、利用計画において一定の例外と認める利用者に対してのみ貸与を行います。

(1) 利用料の計算方法は次のとおりです。

[貸与開始日]

契約開始日	1～15日	1ヵ月分
	16～末日	半月分

[貸与終了日]

契約終了日	1～15日	1ヵ月分
	16～末日	半月分

※ただし、貸与計画の開始と終了が1ヵ月以内に行われた場合は、1ヵ月の利用料となります。

- (2) 利用者負担金は、毎翌月25日にご指定の金融機関から口座引き落としさせていただきます。他のお支払方法をご希望の方は(現金支払いなど)ご相談ください。
- (3) 通常の事業の実施地域以外の地域に居住される利用者サービスを提供する場合は、通常の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり25円を実費としていただきます。
- (4) 基本的に搬入搬出費用はサービス料金に含まれております。ただし、以下の場合には別料金をご負担いただくことがあります。
- ・搬入搬出に特別な作業を必要とする場合
 - ・通常の実施地域以外への搬入搬出(路程1キロメートル当たり25円)
 - ・ご利用者様のご都合による貸与品の移動等
- (5) 搬入搬出につきましては、お客様のご希望の日時・場所をご遠慮なくお申し出ください。